

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2019年3月27日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

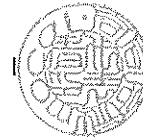
〒 060-0005

住所

北海道札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 moca



認証番号 北海道 17-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	福祉医療保健	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	旭川市立神楽保育所			
設置者名称	旭川市			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2018年10月19日	～	2019年3月27日	
利用者調査実施時期	2018年11月21日	～	2018年12月20日	
訪問調査日	2019年1月23日			
評価合議日	2019年2月13日			
評価結果報告日	2019年3月27日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：旭川市

代表者氏名：旭川市長 西川 将人

所在地：〒070-8525 旭川市6条通9丁目

TEL 0166-26-1111

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

● 安全確保・事故防止及び事故発生時対応への取組み

安心・安全な保育の提供へ向けて主査を中心にリスクマネジメント体制が構築され、事故防止やSIDS等への予防対応等が行われている。ヒヤリ・ハットの事例は所内の分析に留まらず市立保育所3施設全体で事例を共有して要因分析が行われ、その分析結果が保育所内に還元されてアレギー対策や事故防止の所内研修につながっている。またAEDが設置され救命救急対応の充実に向けた講習会も開催されている。

● 運動遊びを通して子どもの主体性を育む取組み

「主体的に体を動かして遊ぶ子ども～保育士ができること～」をテーマに年齢別の各クラスで年間目標と短期計画を作成し、見直しを重ねて「消極的な子どもが意欲的になる」ための取組みをしている。ボール遊びや模倣遊び等、子どもの興味のある事から運動遊びに発展させていったり、自由遊びの中では子ども達が自発的に遊びを進めていくように子ども同士の話し合いの場を大切に見守り自由な発想を実現させていくことで考える力が養われるように関わっている。また、この取組みは大学教授等外部からのアドバイスを受けて行っており、公開保育と研修会を開催して市全体の保育の質の向上を図っている。

◇改善を求められる点

● 保育の専門職としての保育士育成体制の構築について

旭川市公立の保育所の使命として待機児童の早期・積極的な受入等とともに子ども・子育て支援施策全体の推進に資することを基本とし、特に、特別支援保育・障害児施策の推進を重点として、その中心的な役割を当保育所が担うことになっている。その中で特別支援保育、時間延長への対応、一時預かりについては全て正職員が中心的に担っている。正職員については、これらの特別保育等に関する業務も含めて、臨時職員や代替職員へのフォローについても負担しており、保育の実施以外の業務対応についても偏りが大きい。旭川市並びに保育所としても今後、拠点保育所としての機能を発揮していくためには、徐々に正職員の比重を高め、特別支援保育等については正職員で対応できる体制としていくことが必要であると認識しているが、そのためには臨時職員や代替職員の人材育成や雇用形態の在り方についても見直しや検討と改善が必要な状況であると同時に正職員のワークライフバランスについては配慮が必要である。保育士の育成は保育の質に直結しており、子どもの最善の利益を実現するために、現場の保育士が雇用形態に関わらず保育の専門職として機会と質が等しく育成される方針と仕組みが構築されることが期待される。

● 保護者への苦情意見対応視点と意見・提案・要望等への対応視点へのバランス的な取組み
職員へ苦情解決マニュアルを周知し理解をもとめて、さらに保護者が意見を言いやすい雰囲気づくりの心がけが行われているため苦情件数が年間1~2件と少ない状況である。苦情解決の仕組みの効果を検証するとともに、相談や意見を受ける積極的な取組み仕組みに関するマニュアルの充実及び保護者への周知・掲示の充実等、今一度、苦情相談を受ける仕組みと意見・提案・要望等の相談を受ける仕組みの両者の対応視点からの検討を行い保護者等への周知・対応に取組まれることを期待したい。

● 不審者対策も含めたプライバシー保護対応
保育所は平屋で園庭の広い採光に優れた施設である。周辺は各種文化施設の広い駐車場があり、広い公園もあり不特定多数が集いやすい地域であるが、保育所へつながる道路は保育所と隣接する福祉施設いきいきセンター神楽の利用者関係のみと歩行者は少ない。しかし、保育所乳児用トイレのカーテンのない広い窓は解放感があると同時に外部からの見通しも良いゆえ、不審者対策も含めて子どものプライバシー保護に関わる対応の検討が望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

受審の準備作業を進めるに当たり、職員同士が考えを出し合い話を進めていくことで質の向上につながった。保護者の要望やニーズを把握する仕組みを作るほか、どの保育士においても同様の一定した保育の提供とレベルを維持していくため、今後もマニュアル化や可視化に取り組んでいく。雇用形態の多様化など、すでに課題と感じていることもあったが評価結果を受け止め、それらを整理し、研修を充実させるなど具体的な対応を考えていくことで、今後の整備に努めたい。保育についての評価は今までの取組の成果が現れており自信を持つことができた。更に職員の意欲と向上心につながった。受審では親身なアドバイスをいただき、大変勉強になった。今後活かしていきたい。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 30 年 12 月 25 日

経営主体 (法人名)	旭川市		
事業所名 (施設名)	旭川市立神楽保育所	事業種別	保育所
所在地	〒 070-8004 北海道旭川市神楽4条8丁目 419-1		
電話	0166-61-2431		
FAX	0166-61-2431		
E-mail			
URL			
施設長氏名	武田 治恵		
調査対応ご担当者	武田 治恵 (所属、職名： 所長)		
利用定員	66名	開設年	昭和 42 年 11 月 1 日
<p>【理念】：児童憲章を基本として、乳幼児の心身共に健やかな発達を保障し、福祉の増進を図る。知育、徳育、体育及び情操教育を重んじ、乳幼児の将来において、調和のある人格を育て、日本文化を継承し、社会に適応して自立することを目指す。</p> <p>【基本方針】：保育所保育指針に基づき日々の保育を実践する。</p> <p>1. 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。</p> <p>2. 家庭や地域との連携を図り、養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成する。</p> <p>3. 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。</p>			
施設・事業所の特徴的な取組：地域のなかの保育所として子育て支援やボランティア等の受入、民間保育所との交流保育を積極的に実施している。保育研究（運動）を行い、保育の中で運動を重点に取り入れている。また、公立保育所として旭川市全体の子育て支援を目的とした取組や事業を実施している。			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		0 回（平成 年度）	
開所時間 (通所施設のみ)	7：00～18：00（延長保育～19：00）		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業（定員○名）

一時預かり事業（定員10名）

【利用者の状況に関する事項】（平成30年 12月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	3名	16名	14名	16名	17名
5歳児	6歳児	合計			
15名	名	81名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしやく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	5名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(平成30年12月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	用務員	
常勤	25名	1名	2名	1名	名
非常勤	7名	名	名	1名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	19名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	(嘱)医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	2名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	19名 (2名)
栄養士	1名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	平成 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	607.676㎡
(2) 園庭面積	6,486.159㎡ (いきいきセンター含む)
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成 21 年
(5) 改築年	平成 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	㎡
(3) 敷地面積	㎡
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 29 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

140 人

・ボランティアの業務

【いきいきセンター神楽ボランティアサポーター】
世代間交流事業の菜園作りと収穫・行事への参加と交流（12回 延65人）
【旭川おはなしの会】
1ヶ月に1度来所。年長児に素語り（11回 延11人）
【生け花】
地域の個人、不定期（4回 延4人）
【わくわくキッズふれあい隊】
神楽中学合唱部（年2回 延60人）

【実習生の受け入れ】

・平成 29 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 219 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的に記入ください。

・アンケート調査（行事後に意見を調査する）
・父母と職員の会役員会（年2回）と総会
・クラス懇談会（年1回）
・個別懇談会（年1回）
・日常の送迎時（連絡や子どもの様子等を伝えながら保護者とこまめにコミュニケーションを図るよう努めている。その都度保護者からの相談や提案に個別に対応している）

【その他特記事項】

保護者支援（一時預かり保育、送迎時の保護者対応、各種通信の発行、親子行事、交流サロン） 発達支援（個別支援計画、個別指導、支援コーディネーター派遣） 地域支援（実習生受入、様々な地域セレモニーの参加） 地域交流（世代間交流、中高生の交流、近隣保育所との交流保育） 職員の資質向上（公開保育と研修会の開催、研修計画、保育研究）

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b 理念基本方針は、保育所の玄関入り口に掲示されている。また、事業計画である「全体的な計画」と要覧に記載され職員ならびに保護者に年に一度配布し会議や懇談会で説明している。臨時職員や代替職員には入職時に説明している。今後は1年に1度程度ではなく、ホームページや広報誌への掲載も含めて職員や保護者に複数回継続的に周知する取り組みが期待される。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a 年度ごとの予算策定に向け、決められた時期までに事業評価・行政評価を実施し、保育所を取り巻く現状について把握分析している。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b 具体的な課題があっても、限られた一般財源の中での運営であることと市立の3保育所の中で協議が必要なことに加えて、建物についても隣接施設との調整が必要なため思う通りに改善を進めることが難しい。今後は意思決定のプロセスにおいて、現場の意思決定が予算策定などにできるだけ早期に対応できるシステムが構築されることが期待される。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b 「旭川市子ども子育てプラン」を保育所の中長期計画として掲げているが、全体的なビジョンであり保育所の具体的な方向性についての明示には至っていない。今後は、本体計画策定のプロセスに所長など保育所の代表が直接参画されることや具体的な園の3年から5年のビジョンについて計画され示されることが期待される。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b 中長期計画の構成要素の一部である旭川市子育て支援部で市保育士をメンバーワーキンググループで策定して「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」については、単年度の事業計画に反映されているが、中・長期の子育てプランが具体性に欠けているため、単年度計画に反映させているとは言いがたい。今後は、中長期計画策定プロセスの一部だけではなく全体に初めから参画できる取り組みが期待される。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 事業計画は市立の3保育所の協議により策定されている。実施状況の把握や評価・見直しについてはそれぞれの保育所の所長と正職員が中心に取り組んでいる。今後は、臨時職員や代替職員、調理・厨房などすべての職員の意見を取り入れ参画できる機会や方法が十分に確保されることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a 年度当初の4月末か5月の総会、年2回の役員会、懇談会などの際に事業計画である「全体的な計画」や行事計画について口頭ならびに文書配布にて周知している。また必要時にお便りの発送やホワイトボードに掲示するなど周知している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	保育士の自己評価を年に2回実施している。また人事評価についても年に2回実施されている。現行の取り組みは正職員のみへの対応となっている。今後は、代替職員などすべての職員についても自己評価や面談などを実施し、質の向上が担保できる取り組みが実施できる体制が整備されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	自己評価結果は保育所として取りまとめをしている。結果は職員会議などで職員間で情報の共有化が図られている。ただし一部の職員での共有化に止まっており、職員全体での課題の共有化やビジョンの共有にまでは至っていない。保育所全体の課題目標が、市全体の保育、子育て支援であるとの認識から、代替職員などすべての職員への情報の共有化が必要であり、今後は改善計画の策定や実行の際に全職員が参画できる体制の構築が期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	保育所内における職責や不在時の委任、非常災害時の責任などについては、業務分掌や各種マニュアルで明示している。また日頃より正職員や臨時職員へはミーティングなどで自分の職務職責について伝えている。今後は、日常直接ミーティングや会議に参加できない職員に対しても文書や口頭で伝え、職員が理解しているかの確認まで実行されることが期待される。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	所長は、毎月の関係3保育所の所長会議やインターネット、専門雑誌や行政通知、各種研修の参加から遵守すべき法令などを理解する取り組みを実践している。理解した法令等は職員会議などで一部の参加している職員へ伝達している。今後は文書として整理し、すべての職員がわかりやすく理解できる取り組みや会議などに参加していない職員への周知と理解度の確認ができる取り組みを検討することが期待される。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	所長は自らさまざまな研修に参加し、保育所事業のみにとどまらず保育や子育て支援にかかわる全体に対する知見を持ち、職員に対しても積極的に研修の参加を促し、保育の質が全体的に向上することを目指している。また公開保育の取り組みをすすめる中で、これまでの保育や環境を見直すなどの気づきを得て、自身の保育所の質向上へ具体的に取組んでいる。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	所長は市役所の担当部署管理職と共に、旭川市内における公立保育所の在り方を検討するワーキンググループに参加することや、職員を「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」策定のワーキンググループに参画させるなどして、現状把握と分析、そして実効性のある取り組みについて日夜検討している。また、決められた市の財政のなかで日々の業務が円滑に行われるよう人員配置・業務分担・福利厚生について日々チェックを行い、市役所の担当部局と調整しながら実践している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	日々の保育士が不足することのないような雇用システムにて運営されているため、必要な頭数は配置できるようになっている。ただし保育所単体で職員のキャリア構築や提供サービスの質の均一化と向上を考えた場合、現在の採用や育成計画ではキャリアの継続性や育成の面で課題がある。市役所全体の採用に関わる問題であり保育所単体では解決できない事情があるが、保育士の専門性の向上や保育所独自の特色を考えた場合、どのような人材の確保・定着・育成の計画が必要か検討されることが期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	正職員については、定められた人事考課によるシステムで上席との面談や自己申告の機会が設定され実施されている。臨時職員や代替職員についても上席による面談が実施されているが、面談時のフォーマットや形式が定まっていない。また面談による考課などが客観的に示されているものとはなっていない。今後は、保育所として「期待される職員像等」を明示したうえで、面談の方法や内容、評価などの指標を事前に明示し、組織として客観性を担保した仕組みが構築されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	有休消化や残業をしないなど、ワークライフバランスを意識して、声掛けや日頃のミーティングなどで意向や希望の聞き取りをしているが、職員間の業務時間や質の偏りが発生している。今後は、第三者への相談やストレスチェックの実施、メンタルヘルスのラインケアについても職員間で共通の理解を持ち、日頃より実践されることが期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	正職員については、市で実施されている人事評価制度により、市職員としての育成が実施されている。また臨時職員についても保育所により自己評価と上席の面談によって育成がなされている。今後は、保育所として「期待する職員像等」を明示したうえで、その職員像等になるためには、どのような能力や知識や技術がいつまでにどれくらい必要なのかのキャリアパスやラダーを明示したうえで、代替職員も含め職員ひとりひとりの育成に取り組まれることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	外部研修への参画や都度話題の研修などに職員が参加できる機会を確保している。また午睡の時間を活用し内部での勉強会を実施している。今後は全職員に対し、保育所の中・長期計画や事業計画の達成のために必要で修得しなければならない保育の専門性についてあらかじめ検討したうえで、各職員に履修・修得すべき教育や研修が計画され実施されることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	雇用形態により、職員の教育や研修の機会に偏りがある。職位や職責による差が生じることはやむを得ないが、保育所として切れ目のない継続的なサービス提供の質の均一性や担保、専門職としてのキャリア形成、また専門性の高いサービスを希望する子どもや保護者の視点から今一度それぞれの雇用形態の中で如何に職員ひとりひとりの教育や育成が実施できるか検討し取り組まれることが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れマニュアルを整備し、依頼があれば実習生の受け入れを実施している。今後は指針を作成し、なぜ保育所で実習生を受け入れるのか、人材確保や将来の専門職の育成を保育所としてまた、市の業界醸成としてどのように捉え、どのように関わっていくのか方向性を明示することや、リスク管理を含めた関係帳票などを整備することで、さらに拡充されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	旭川市のHPに予算や行政評価の結果などについて掲載されているが、一目見てわかりやすい表現にはなっていない。今後は現在利用中の保護者や家族、また今後利用を検討している市民などが見ても、保育所の事業の状況や取り組み、目指している方向性などがわかりやすくなるような広報誌の作成やHPの活用が期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所での事務・経理・取引の執行については、市のルールである「契約事務の手引き」「財務会計システム執行系事務取扱」に則り行われ、実際の運用においても市役所とオンラインで結ばれているシステム上で執行状況が確認できる仕組みとなっており、保育所と市の担当部署でチェック機能が働くように体制が整備されている。また全体的な監査として人事監査院の監査が定期的にある。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育所では、隣接センターとの世代間交流や神楽公民館での中学生の合唱会や老人施設への慰問、地域のイベントへの子ども達の参加など通年都度の引き合いを含め参加している。今後は保育所として、地域との交流についてどのようなコンセプトで展開していきたいのかビジョンや方針、指標をあらかじめ明示した上で、保育所の職員や携わっている保護者と共通の認識のもと取り組まれることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受け入れマニュアルを整備し、ボランティアの受け入れを実施している。また定期的なレギュラーのボランティアも活動している。今後はボランティアを活用することに対する保育所の方向性や指針を明示することや、リスク管理を含めた関係帳票など整備し、さらに拡充されることが期待される。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	必要な関係機関がリスト化され、必要時に更新されている。事例を機会に相談支援事業所や児童発達サービスなど新規の連携も展開している。地域のネットワーク「たいせつネット」にも参画し会議にも定期的に出席している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	市の保育事業全体のモデルとなり牽引していくことを目標とし一時預かりや保育所開放を実施している。また、公開保育の実施など市内の保育士向けの研修会を実施している。ペアレントトレーニング初級指導者認定資格をもった職員が「子ども総合相談センター」で開催するペアトレ研修のサポートや市の託児事業や子育てサークルの応援など実施している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	親子教室の開催や一時保育事業から、市内の子育て支援の相談窓口の機能を果たしている。また「妊婦とパートナーの保育体験事業」を実施し初めてで出産に不安を持つ妊婦や若い世代の妊婦をもつ家庭や夫に対する相談支援などを行い、不安の低減や具体的なアドバイスなどを行なっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	子どもの最善の利益を考慮した理念や基本方針を最初に明記して全体的な計画・指導計画へつづく「保育所マニュアル」を全職員に配布して共通理解に取り組んでいる。重要事項説明書の保護者説明時に子どもの人権を尊重した理念や基本方針を伝え、特別支援保育も含めた配慮を必要とする子どもへの取組みを、園だより、クラス懇談会、父母と職員の会等を通じて保護者の理解を得る対応を行っている。子どもを尊重した保育への勉強会・研修への参加が雇用形態により偏りがあるので全職員の専門的資質研鑽への検討が期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	保育上、他の職員の不適切対応に気がついたときの対応方法が「市立保育所虐待対応マニュアル」に明示されている。全国保育士会「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して、子どもの人権や排泄等のプライバシー保護を意識した対応が行われている。今後は、重要事項説明書で保護者へ保育理念や基本方針の周知に加えて、プライバシー保護や虐待防止等に関する保育所の取組みの周知が期待される。また、プライバシー保護の取組みも取り入れた権利擁護等に関する規定・マニュアル等にもとづく保育実施の理解を全職員へ図る研修等の検討が期待される。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	旭川市で発行し公共及び商業施設に配置されている子育て支援の情報誌「子育てガイドブック」で保育所の所在等を発信している。見学者には理念等を明示した旭川市立神楽保育所要覧を提供して所長及び主査により丁寧な説明が行われている。市のホームページ上の「認可保育所等施設案内」で保育目標等の施設紹介の情報が提供がされているが入手手順が容易ではない。公立保育所として保護者や利用を検討する市民等への情報提供のあり方を見直し、保育理念から特別支援保育等までの取組み・役割の積極的な情報発信に取り組まれることが期待される。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	保育の開始時には所長、主査により「入園のしおり」「重要事項説明書」等を用いて保護者が不安を抱かないように配慮しながらわかりやすい説明を行い、同意書を得ている。進級等の変更時にも保育内容の説明を行い、アレルギーや薬等の確認、同意書を得ている。特別支援保育対応の保護者には、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」を活用する説明を行い組織的に個々に指導計画対応をするルールを確立している。特別支援保育の子どもの保護者以外にも、特に配慮が必要な保護者への説明対応について、標準的な実施方法としてのルール化に取り組まれることが期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	転所する場合は「引き継ぎシート」を保護者の同意のもとに作成して、転所先で子どもや保護者がスムーズに保育所生活を過ごせるよう保育の継続性に配慮する手順が、今年度、新しく確立している。リーフレットを保護者に手渡す時点で最適担当者検討を行い担当者欄に氏名を記入して相談方法等の説明を行い転所後の相談窓口として利用しやすいように声をかける手順となっている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b 定期的な保護者個人懇談や組別懇談会、年2回の父母と職員の会役委員会や総会等で保護者の要望を把握することに努めている。行事後にアンケートで保護者意向の調査を行い、主査が担当者となり把握した課題を集約し職員会議で分析・検討が行われている。分析・検討の結果、運動会の車椅子席設置対応へつながり車椅子利用者及び保護者等の満足感向上と好評につながっている。アンケート調査が行事等対象に多く実施されているが、最もふさわしい生活の場としての保育についての保護者満足感を把握することを目的とした調査に取り組むことも期待したい。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決体制が整備され保護者に配布する重要事項説明書を用いて、保育所と第三者委員の窓口及び担当者の説明・周知が行われている。旭川明るい福祉施設をつくる運営協議会の苦情解決制度の案内ポスターを活用して相談窓口を明記し掲示している。苦情件数としては年間1~2件であるが、保護者の意見の言いやすい日常的な雰囲気から冬季に靴箱へ長靴が入らず下の靴がぬれる不快の苦情を受けて、仕切り版を短くする改良工を行って快適な冬季保育につながっている。苦情内容についての対応記録が残されているが意見・要望と苦情が混在しているので、苦情解決の仕組みとして公表まで機能するように仕組みの再検討に取り組むことを期待したい。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 保護者が相談・意見を述べやすいような送迎時の保護者との積極的な対話の関わり、相談室を用意して保護者が必要に応じて相談できる環境整備に取り組んでいる。苦情に関わらず保護者への相談・意見に対する積極的な取り組みが経験的に行われているが、担任保育士以外の相談相手や複数の方法、専門的な職種等の相談相手が用意されていることへの説明文章の作成や周知・掲示等に取り組むことを期待したい。また意見箱を活用しやすい常時設置についても検討を望みたい。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 職員は、日常的に保護者が意見の言いやすい雰囲気への配慮を行い、相談や意見について傾聴に努め、毎日の職員の打ち合わせ会議等で検討し迅速な対応を行っている。各行事後アンケートのその他項目欄を活用して保護者の意見把握と対応に取り組んでいる。検討に時間がかかる場合は、所長及び主査の豊富な経験知の元に保護者へ状況説明を行い対応の迅速化に努めている。保護者から意見・要望・提案等を受ける仕組みが形式知化されていないので手順、検討・対応方法、記録方法、保護者への対応方法、公表等について機能的なマニュアルの整備に取り組むことを期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 「事故防止マニュアル」を整備し事故発生時の体制として所長・主査への連絡、対応の決定から保護者への連絡、事後処理及び検証等の流れが明確に定められている。「事故防止チェックリスト」を用いた定期的な施設点検、「プレスチェック表」を用いたSIDS等の予防対応、AED設置に伴う救命救急講習等の充実が図られている。リスクマネージャーを主査とし、ヒヤリ・ハットの事例収集が行われ、市立保育所3カ所の主査会議によりリスク発生要因の分析が行われ、場所・時間帯・アレルギー等の要因傾向を明確にして各保育所で安全確保や事故防止の対応体制の充実及び研修等が行われている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 「市立保育所感染症対策マニュアル」を整備し保育所内に所長、主査から栄養士等も含む感染症対策委員会を設置した管理体制が構築されている。旭川市感染症サーベランスシステムを活用した情報収集を行い予防対策が図られている。感染等の発生時には玄関掲示板等で保護者へ注意喚起情報を提供している。病後児保育を行っている他の市立保育所の看護師の訪問を受けて感染症の予防等について定期的に勉強会が開催されている。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	「緊急時避難マニュアルチャート」を作成し、火災・地震・水害・大雪・不審者侵入の場合についての職責による役割分担体制が明確にされている。特に大雪の場合には早目の出勤の行動基準が明記されている。「保育所マニュアル」内には不審者侵入における役割分担として、不審者に対応する、子どもの安全を守る、通報する等の役割を、平日と土曜、早朝・延長に分けて対応を明確にしている。現在、食料や備品類等の備蓄リストとして冬季災害用の備品類の整備検討や、各種災害対応時の出勤基準等の行動基準策定検討が行われているので実効性の高い体制整備になることを期待したい。
----	--	---	--

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	標準的な実施方法として「保育所マニュアル」を作成して全職員に配布し運用している。標準的な実施方法にもとづく保育実施については主査の保育所全体的な気配り・目配り、各種記録の把握確認等から指導及び助言等を行う組織的な仕組みがあり、職員の資質、能力を活かしながらの標準的な実施方法の周知・徹底の対応が図られている。また日々の打ち合わせ会議、クラス会議、職員会議等でも保育所としての保育提供確認が行われている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	年度毎の全体的な計画・指導計画の立案時に標準的な実施方法としての保育所マニュアル見直しをする仕組みがある。旭川市立保育所3施設合同の保育要録会議、食育会議、カリキュラム委員会、所長会議、主査会議、各担当者会議開催のほか、所内で職員会議、給食会議、ケース会議等を行い「保育所マニュアル」に反映されている。試食会の年2回開催等、保護者からの意見を取り入れた保育につながっている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	指導計画策定の責任者を主査として、「保育所マニュアル」の手順に従って全体的な計画にもとづいて落とし込んだ指導計画の立案が行われている。特別支援保育の子どもには上川版個別支援計画様式「育ちと学びの応援ファイルすくらむ」を活用してアセスメントを行いながら指導計画が作成されている。子ども一人ひとりの発達過程を十分に理解した指導計画立案の上に、保護者ニーズ等のアセスメントにもとづいた保護者に対する支援充実のために、保護者意向把握と同意を含んだ手順及び協働する職員間の連携による協議・合議についての標準的な実施方法のマニュアル化を期待したい。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	「保育所マニュアル」の全体的な計画・指導計画項目の内容に各指導計画の作成時期を明示し、立案・反省・評価の仕組みがある。「指導計画の作成マニュアル」にカリキュラム委員会から始まる各指導計画と保育実践とその後の振り返り・見直しのフロー、全体的な計画から年指導計画、月間・週間指導計画、年齢別計画及び特別支援計画のフローを示し、作成手順として主担任立案、主査確認、所長確認、主担任から各担任への伝達、実践、クラス会議・評価・反省等の手順を明確にしている。特に「特別支援すくらむ」使用時には保護者と面談して作成する留意点を強調明示した仕組みを定めているが、特別支援保育以外の保護者にも意向把握と同意を得る期間を検討し手順も明確にすることを期待したい。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b 子どもの記録は一人ずつファイリングされ、事務室内の所定場所に一括管理収納され、職員がいつでも全園児分を共有確認できる仕組みにある。緊急性及び課題・問題性の高い必要な情報は所長及び主査に集約される仕組みが構築されている。職員全体への情報共有が必要な場合は職員会議及び会議録回覧確認押印によって行われている。「保育所マニュアル」をもとに主に正職員により記録が行われ、記録内容や書き方に差異生じないように所長及び主査の指導等が行われているが、正職員以外も記録を担うことがあるので職員間で差異が生じないように保育所マニュアル内の記録視点を充実させた記録要領作成の検討を期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 「旭川市事務取扱規程」により、子どもに関する記録は事務室の鍵付きキャビネットで保管され、廃棄は溶解等と適切に処置されている。職員は「旭川市個人情報保護条例」を理解・遵守し記録の管理・漏洩防止策を講じている。特に新人研修では記録の管理として個人情報保護の研修を受け、不適切な利用や漏えいに対して罰則規定があることの理解にも繋げている。保育所配属時には守秘義務誓約書で守秘義務を明確に周知している。保護者等には入所時に「個人情報の取扱いについて」の説明を行い、個人情報使用同意書を得ている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成			
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育過程は、保育指針に基づいた保育所理念・基本方針、保育目標があり、全体的な計画とし、子どもの成長発達、地域の実態を考慮し、年齢別に年間・月間・週間指導計画として編成し毎年職員が参加し見直しをしている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	採光、換気、温度、湿度を適切に管理し、定期的な遊具消毒や事故防止チェックリストを活用し安全で清潔な園内環境となっている。園内は日課・昼食献立などの掲示や子どもの創作作品などの展示、家庭に貸出し親子で読書出来る絵本コーナーなどが設置され快適な環境が整備されている。また、広い園庭は子どもの屋外活動ができる十分なスペースがあり、さらに菜園では、年長児自ら栽培に取り組んだり、隣接するいきいきセンターのボランティアサポーターの支援を受け栽培・収穫などの交流が行われている。
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	入所時は、保護者から子どもの育ち、家庭環境、生活状況、健康状態など情報を得ている。入所後も保護者との対話を大切に、一人ひとりの子どもの家庭環境や体調・生活リズムなどを汲み取りながら関わり、随時個別に記録している。また、クラス担当保育士・副担当保育士を配置し子どもが安心できる関係づくりができる様に配慮している。職員同士は日常的に話し合ったり発達の記録等を情報共有しきめ細かな働きかけをしている。
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が確立できるように、保護者と家庭の様子や保育所での様子を伝え合いながらすすめている。日課に遊びや屋外活動を取り入れ、食事が自然と促進したり、創造的遊びを展開していくように多面的に子どもの主体性や自分でやろうとする気持ちを育む関わりをしている。また、手洗い、うがい、歯磨きなど病気の予防や健康増進のための習慣や態度が身につけられるようにしている。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所周辺は自然環境に恵まれ各種文化施設や複数の大きな公園等があり頻りに遊びに行っている。広い園庭では家庭菜園に子ども達が自ら取り組むなど幅広い屋外活動ができ、子どもは自然と触れ合いながら自由に遊ぶ機会が多くある。また教育大学の運動指導を受けて的にボールを当てる遊びやリレー遊びをしたり、室内でも縄跳びに積極的に取り組む中でルール大切さを学んだり、創造的な遊びに発展するなど子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>流し台、沐浴台などが設備され清潔な環境となっている。乳児専属担当保育士を配置し、乳児との愛着関係がもてるようにしている。年間指導計画に基づき、一人ひとりの生活・健康状態を把握し毎月個別指導計画を作成し月齢を考慮した保育を実施している。SDISの予防のため毎日プレスチェックしている。保護者との連携を重視し、連絡帳には保育所の生活と家庭での生活を時間軸で記入して、家族と保育士が相互に子どもの生活がわかるようにしている。また、送迎時の情報交換を密に行い日々の保育に反映させている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児（1・2歳児）は、年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握し毎月個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重して関わっている。運動遊びを積極的に取り入れ、友達と一緒に遊ぶ楽しさ・ルール大切さや身体を動かしてバランス力・体力の向上、さらに、自分で考え行動できる力が養われるように関わっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児は、年間指導計画に基づき、一人ひとりの発達や健康状態を把握し6ヵ月毎に個別指導計画を作成している。保育所内外の交流を積極的に取り入れている。友だちと共同創作活動・運動遊び・家庭菜園での栽培・他保育所園児、中学校生徒、地域住民との交流などを通じ、豊かな感性・自己表現力・他者理解を深める力・物事をやり遂げる力などを育てている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障害のある子どもに対しては、保健・医療・福祉・教育による連携した支援を受けをることができる個別支援計画「すくらむ」を保護者と作成し、適宜見直しをしている。児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所と連携し、相談・助言を受け、職員間で情報共有し保育に反映している。日常的に保護者と密に連携し保護者が相談できるように関わっている。保護者の希望で専門機関への同行やサービス担当者会議に同席することもある。障害に関する所外研修会に参加し職員に周知している。また、特別支援コーディネーターが年8回来所し、子どもの観察や保育へのアドバイスを受け保育に反映している。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画に長時間保育を位置づけ、伝達事項は職員間の連絡ノート利用やクラス担当保育士の引き継ぎなどで統一した関わりができるようにしている。延長保育担当保育士を複数配置し隣接するいきいきセンターホールの広いスペースで休憩、遊びなどができるように遊具、マットが配置されている。異年齢児とも一緒に過したり、個々に合わせたの動きや遊びができるように環境を整備している。添加物等食品の安全性を配慮した手作りのおやつが提供されている。お迎え時の保護者との連携を密に行っている。</p>

<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画では、就学にむけての見通しをもてるように計画している。前期に個別懇談、後期にクラス懇談会の機会もち、保護者からの意見・相談へ対応している。小学校との連携は、各小学校担当教員が来所し担当保育士と面談して情報交換を行い、年度末に「保育所児童保育要録」を通して引き継ぎを行っている。配慮が必要な子に対しては、就学相談に保育士も同席している。幼保小連携交流会や小学校公開授業に参加している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年間保健計画は月別、年齢別に目標・保健に関する行事・活動・健康教育・家庭との連携などのきめ細かな内容で策定している。健康管理、衛生管理にすることが感染症対策マニュアルの中に記載されている。既往症、予防接種など個々の健康記録があり、疾病や怪我などの記録をしており、登所時の視診や前日体調が悪かった時は保護者から状態を聞き取り保育に反映している。職員間で情報共有が必要な場合は逐次口頭連絡をしたり、連絡ノートを利用して伝達している。定期的に身体測定を行い成長曲線をつけ記録し保護者にも伝えている。保健だよりを発行し保護者に健康情報を提供している。SIDSに関する知識を職員に周知し毎日プレスチェックを行っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>定期的に内科検診・歯科検診を行い結果を保護者に知らせ必要に応じて受診勧奨し、受診結果も確認している。次年度の保健計画へも反映している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>食物アレルギー対応マニュアルを整備し、入所面談時に把握し、医師の診断書提出、職員間の情報共有、保護者と献立を確認し合いアレルギーチェックを行っている。調理職員と保育士はアレルギー食チェック表により配膳と食事摂取が確実に行われるよう連携している。さらに、食物アレルギーのある子の座る場所にランチマットを使用し食器を他児と変えるなど誤食しないよう配慮している。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育年間指導計画が策定され、年齢別・月別にねらい、指導上の配慮・援助、栄養・調理面からの配慮、家庭との連携などきめ細かな内容となっている。子どもの成長に応じたイスやテーブル、食具の扱い方などの援助をしている。ボランティアサポーターと一緒に野菜の栽培、収穫、収穫した野菜でのカレー作りなどを通じて食の楽しみや関心を促す取り組みをしている。さらに、誕生会給食にハート型の人参を混入し当たった子どもを皆で祝う「ラッキーラブ」や「バイキング給食」などは子どもの楽しみになっている。玄関に給食のサンプルを掲示したり、保護者が給食献立のレシピを自由に持ち帰れるようにしたり、四季ごと食育だよりを発行している</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>献立はこども育成課と公立3保育所の栄養士が作成した共通の献立を使用している。子どもの体調、生活リズム、日中の活動量、好き嫌いなどを考慮し、量を加減しながら一人ひとりに合わせた食事ができるように配慮している。毎日栄養士が給食の状況を巡回し、こどもの声や喫食状況を把握し献立・調理への反映している。誕生会はこどもの好きなメニューを取り入れたり、年中行事に伝統食を取り入れている。食材は、旬のもの、地産地消または国産を使用している。また、食材は基本的に当日の納品とし、大量調理マニュアルや旭川市保育所等給食管理運営指針に則り衛生的に調理し安全な給食提供に努めている。給食試食会を設定し、保育所での食事の様子を知ってもらい給食に対して関心を持つてもらえる取り組みをしている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	送迎時の個別対応や必要時個別記録をしたり、個別・組別の懇談会、食育や絵本に関するおたより配布、地域交流・いきいき・運動遊び等の各種活動通信、掲示板を利用したお知らせ、保育参観、親子行事、交流サロンなど保護者との連携する機会を積極的に図っている。各クラスの出入口には、保育所の今日の日課や献立、読み聞かせの絵本の展示、廊下には子どもの創作作品展示するなど保育所での子どもの育ちをわかりやすく伝えている。家庭への絵本の貸し出しを行い読み聞かせを通して親子の時間を確保できるよう支援している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	送迎時や連絡帳などで情報交換を行い、日々の保護者とのコミュニケーションを重視し保護者との信頼関係を築くような関わりをしている。保育士が個別相談を受けた場合は必要に応じて職員間で支援し合い職員連絡ノートなどで情報共有し、統一した関わりが出来る様にしている。情報相談室がありプライバシーが保持できる環境で個別相談が出来ており、相談内容は個別指導計画に記録されている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	送迎時の保護者との情報交換や子どもの心身の状態をきめ細かに観察し、着替え時にも虐待の兆候の有無を把握している。虐待対応マニュアルを整備し職員の虐待対応を周知している。さらに「児童虐待の早期発見のためのチェックリスト」や「保育士のためのチェックリスト」を活用しており、保育所内で正職員と臨時職員を対象に研修を実施している。虐待の予防、早期発見のためには、全職員が虐待に対する認識を高めることが重要な鍵となる。今後は代替職員についても研修などに参加できる機会を確保し、継続的に意識づけを行うことを期待したい。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	正職員保育士は、自らの保育実践を振り返り自己評価を年に2回実施している。保育士各々が自己課題を踏まえて年間自己目標に取組み保育所全体の質向上に向けている。各クラスは、担任保育士と副担任保育士が個別の指導計画に基づき一人ひとりの子どもの育ちを捉える保育実践が出来ているか振り返るとともに、日々保育所全体で話し合い保育の課題解決に向けた協議を行い、職員相互の学び合いや協働に繋げている。今後は、臨時保育士や代替職員も自己評価を行い、保育の改善や専門性の向上を図ることを期待したい。